

小平市立小平第十小学校PTA規約

第1章 名称及び事務所

第1条 この会は、「小平第十小学校PTA」といい、事務所を小平市立小平第十小学校内（住所 〒187-0022東京都小平市上水本町4-4-1）に置く。

第2章 目的及び活動

第2条 この会は、保護者と教職員が協力して、学校・家庭・社会において児童が健全な成長をするように尽力することを目的とする。

第3条 この会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

1. 学校と家庭が密接な関係で結ばれるように連絡を図り、児童の指導について保護者と教職員が協力する。
2. 会員相互の理解を深め、教養を高める。
3. 学校の教育環境の充実に努める。
4. 地域社会の理解につとめ、児童の生活環境を良くする。
5. 児童の教育のために活動する他の団体や機関と協力する。
6. その他、この会の目的を達成するために必要な活動を行う。

第3章 方針

第4条 この会は、教育を本旨とする民間団体として、次の方針に従って活動する。

1. この会は、自主独立のもので、他のいかなる団体の支配統制や交渉を受けない。
2. この会は、金銭上の利益を求めず、いずれの宗教、政党および思想にもかたよらない。
3. この会およびこの会の会員は、会の目的以外の団体や個人のいかなる事業に対してもその名を利用しない。
4. この会は、児童のために関係者と意見をのべあい、教育の向上につとめるが、学校の管理や人事には立ち入らない。

第4章 会員

第5条 この会は、本校の児童保護者と教職員とで構成される。

第6条 すべての会員は、権利と義務を平等に持つ。

第5章 役員

第7条 この会の役員は、次のように構成される。

（*P → 保護者、T → 教職員）

会長1名（P1名）、副会長3名（P3名）、書記4名（P3名、T1名）、

会計3名（P2名、T1名）

但し、小平市立公立小学校PTA連合会の担当校となる年度の役員の構成については、運営委員会の承認のもとに、流動的に扱うことができる。

第8条 役員は、他の役員を兼ねてはならない。

第9条 役員は、総会で選出される。

第10条 役員の任期は1ヶ年とする。原則、再任はしない。ただし、次の特例を設ける。

1. 欠員が生じたときは、その補充を行う。ただし、任期は、前任者の残任期間とする。
2. 任期終了後ではあっても、後任役員に引き継ぐまでは、その任にあたる。

第11条 役員の任務を次のとおりとする。

1. 会長は本会を代表して会務を総括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長が任務を遂行することが不可能の場合は、その代理をつとめる。
3. 書記は、次の任務を行う。
 - イ. 総会および運営委員会の議事、およびその会の活動に関する重要事項の記録。
 - ロ. 記録、通信、およびその他の書類の保管。
 - ハ. 会長の指示に従った、この会の庶務。
4. 会計は、次の任務を行う。

- イ. この会における金銭の収入・支出の任。
- ロ. 収入・支出について会計監査委員による監査を受けること、および総会での会計報告。
- ハ. この会の財務管理。

第6章 会計監査委員

- 第12条 この会に会計監査委員2名(P)を置く。
会計監査委員は、次の任務を行う。
1. 会計監査委員は、年2回監査を行う。
 2. 必要に応じ、臨時の会計監査を行う事が出来る。
 3. 総会において監査の結果を報告する。

第7章 役員・会計監査委員候補選考委員会

- 第13条 役員・会計監査の選出については細則で定める。

第8章 機関

- 第14条 この会に次の機関を置く。
総会・運営委員会・専門委員会・学級委員会・地区委員会
- 第15条 総会はこの会の最高議決機関であって、全会員で構成する。
- 第16条 総会は、定期総会および臨時総会とする。
1. 定期総会は、年度初めに会長が招集し、前年度の決算報告、新役員の承認、ならびに年間活動報告および収入予算の審議・決定を行う。
 2. 臨時総会は、運営委員会の2分の1以上、または会員の3分の1以上の要求があった場合に開く。
- 第17条 運営委員会は、この会の総会に次ぐ議決機関であって、会長・副会長・書記・会計・専門委員代表・学級委員代表・地区委員代表・各専門部の担当教職員で構成する。
- 第18条 運営委員会は、次の事項を協議・決定する。
1. 総会に提出する議案。
 2. その他、重要事項。
- 第19条 運営委員会は、必要に応じて会長が召集する。
- 第20条 各専門委員会は、各専門委員、および各専門委員会の担当教職員で構成する。
- 第21条 学級委員会は、各学級委員(P2名)および担当教職員で構成する。
- 第22条 地区委員会は、地区ごとに選出した地区委員および担当教職員で構成する。
- 第23条 専門委員会・学級委員会・地区委員会の運営については、別に細則を設ける。

第9章 会議

- 第24条 総会は、会員数の3分の1以上(委任状を含む)の出席によって成立する。
- 第25条 議事は、出席者の過半数によって決定する。可否同数の場合は、議長が採決する。

第10章 会計

- 第26条 この会の経費は、会費・寄付金およびその他の収入による。
- 第27条 この会の経費は、総会で決定された予算にもとづいて執行される。ただし、予備費の支出については、運営委員会の議決を経て運用する。
- 第28条 会費の額は、総会において決める。
- 第29条 この会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

第11章 細則

- 第30条 この会の運営に関して必要な細則は、この規約に違反しない限りにおいて運営委員会の議決を経て定める。
- 第31条 運営委員会は、細則を制定または改廃した場合は、その結果を次期総会に報告し、承認を得なければならない。

付 則

1. この規約は、総会において出席者の3分の2以上の賛成がなければ改定することはできない。
2. 総会の議案は、総会の開催日以前に全会員に知らせておかなければならない。
ただし、臨時総会はこの限りではない。
3. 学校長および副校長は、すべての会議に出席し、意見を述べることができる。
4. この会は、顧問を若干名置くことができる。顧問は、必要に応じて総会の承認を経て会長が委嘱する。
5. この規約は昭和58年4月1日より施行する。

改定 令和8年4月22日

第1章 役員および会計監査委員の選出ならびに就任

第1条 役員および会計監査委員の選出は、次のとおり行う。

1. 役員候補は、クラスから互選により選出される。
 - イ. 次年度の本部役員候補を、各クラス2名以上、互選会までに選出する。
 - ロ. 運営委員会は、2月上旬までに互選会を招集する。
 - ハ. 互選会において、次年度役員候補を決定する。
 - ニ. 運営委員会は、役員の候補者氏名を、全員に公表する。
2. 次年度の会計監査委員候補は、原則として本年度会計役員とする。ただし、本校会員でなくなった場合は、他の本年度本部役員が、会計監査候補となる。
 - イ. 会計監査役員候補は、会員からの立候補を妨げるものではない。
 - ロ. 会員からの立候補があった場合は、運営委員会は、会計監査委員互選会を2月上旬までに召集する。
 - ハ. 運営委員会は、会計監査役員候補者氏名を、総会までに全会員に公表する。

第2条 役員および会計監査役員は、年度はじめの総会において選出され、承認を経た上で就任する。

第2章 専門委員会

第3条 専門委員会は、広報委員会、文化厚生委員会とし、必要に応じて委員会の統廃合または新設することができる。

1. 広報委員会
 - イ. 各学級選出の1名および担当教職員により構成される。
 - ロ. 会の目的を達成するため、広報に関する計画を立案し、実施する。
2. 文化厚生委員会
 - イ. 各学級選出の1名および担当教職員により構成される。
 - ロ. 会の目的を達成するため、子どもの健康、食生活等の理解を深める学習および文化的催しを立案し、実施する。

第3章 学級委員会および地区委員会

第4条 この会に学級委員会および地区委員会を設ける。

1. 学級委員会
 - イ. 各学級のP会員から選出された2名の学級委員、および担当教職員で構成される。
 - ロ. この会の目的を達成するために、学級および学年間の連絡を図り、親睦を深める。
2. 地区委員会
 - イ. 地区ごとにP会員から選出された2名以上の地区委員、および担当教職員で構成される。
 - ロ. この会の目的を達成するために、地区活動を行う。

第4章 選考委員会

第5条 この会に選考委員会を設ける。

1. 学級委員会、広報委員会、文化厚生委員会の各委員長・副委員長で構成され、それぞれの委員会と兼任する。
2. 委員会の目的である、次年度の本部役員と各委員長・副委員長、委員(学級・文化厚生・広報)を選出するために、運営、活動をする。

第5章 慶弔・表彰規程

第6条 この会の慶弔・表彰について、次の通り定める。

1. 本会員もしくは本会会員の児童に次の事由が生じたときは、次にかかげる給付を行う。
 - イ. 死亡弔慰金
 - ロ. 感謝状
2. 前項による給付の範囲対象および金額は、次のとおりにする。
 - イ. 弔慰金
 - *会員および本校の児童が死亡した場合は5000円を贈り、弔意をあらわす。

ロ. 感謝状

* 本会の主旨に照らし、功績のあった者に対して感謝状を贈り、慰労の意をあらわす。

3. 前項の給付について特別の場合のあるときは、運営委員会で協議・決定する。
4. 学校所属の雇用員については、運営委員会で協議・決定する。
5. 前記の給付についての返礼は、これを受けない。

第6章 防災委員会

第7条 この会に防災委員会を設ける。

1. 広報委員会、文化厚生委員会、地区委員会各副委員長で構成され、それぞれの委員会と兼任する。
2. 委員会の目的である、十小地区防災連絡会への出席、児童及び会員の防災意識向上のために運営、活動をする。

第7章 運営委員会

第8条 運営委員会の構成は本会規約第17条に規定されているが、やむをえぬ事情により未選出の役員、委員会がある場合は、選出された役員、委員会代表で構成する。

第8章 同好会

第9条 会員は会員相互の親睦を深める目的として、運営委員会の承認により同好会を設置することができる。

1. 同好会の設置、継続は以下を条件とする。
 - イ. 同好会に5名以上(本会員3名以上を含む)の活動維持者がいること。
 - ロ. 同好会の構成員名簿を会長に提出すること。
 - ハ. 年間を通じて定期的な活動ができること。
2. 本会員でない者も同好会に参加することができる。
3. 運営委員会で承認された同好会には、総会で承認された活動費が支給される。
4. 小平市立小学校PTA連合会に関係する行事に参加する場合、参加費は本会が負担する。

第9章 活動補助費

第10条 この会の活動に携わる者には、活動に伴い発生する交通費、通信費、事務用品等の費用の一部を補填する目的で活動補助費を支給する。

1. 支給対象は役員および専門委員会・学級委員会・地区委員会の各委員長・副委員長とする。ただし、会計監査は支給対象外とする。
2. 活動補助費の金額は、予算に応じて運営委員会で協議・決定し、総会で承認される。

付 則

1. この細則は、平成10年12月19日から実施する。

以 上

改正 昭和55年 4月 1日
昭和57年 4月 1日
昭和58年 4月 1日
昭和59年 4月25日
平成 元年 4月15日
平成 3年 4月13日
平成 5年 4月24日
平成 6年 4月30日
平成 7年 5月 6日
平成10年12月19日
平成13年 4月21日
平成19年 5月11日
平成24年 4月20日
平成29年 1月16日
平成31年 4月23日

令和2年 6月 9日
令和3年 4月22日
令和4年 4月15日
令和7年 3月 4日